

平成 29 年度

下流域版(大阪府守口市域及び大阪市域) 平成 30 年 2 月 6 日

第 2 回 淀川河川公園 下流域地域協議会 会議録

■開催概要

開催日時：平成 30 年 2 月 6 日（火） 10：00～12：00

場 所：守口・門真商工会議所大集会室 B

議事次第

- 1、開 会
- 2、出席者紹介
- 3、議 事
- 4、今後の予定
- 5、閉 会

【審議事項】

- (1) 淀川河川公園下流域地域協議会設置要綱の改定について
- (2) 淀川河川公園地域協議会と他の協議会の検討状況
- (3) 守口再整備
- (4) 淀川アーバンキャンプについて
- (5) 淀川左岸線（2期）工事について
- (6) 台風 21 号の被災について

配布資料（説明及び審議資料）

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 【資料 1】 淀川河川公園下流域地域協議会設置要綱の改定
- ・ 【資料 2】 地域協議会について
- ・ 【資料 3】 守口地区整備の方向性.
- ・ 【資料 4】 アーバンキャンプ
- ・ 【資料 5】 淀川左岸線（2期）工事について
- ・ 【資料 6】 台風 21 号の被災について
- ・ 【参考資料】 第 1 回下流域地域協議会議事録

1. 審議事項（1）について

- ・ 事務局より、審議事項の資料 1 について説明後、質疑応答

[地域住民代表]

- ・ 再度確認になるが、要項の中で変更した部分はどこか。

[事務局]

- ・ 第 4 条（4）の 2 の任期の部分である。また委員名簿に「大阪府都市整備部都市計画室公園課」を追加している。

[地域住民代表]

- ・設置要綱の中に日付をいれると、毎年設置要綱の変更が必要になる。条文に変更がないならば変更の必要はないのではないか。

[事務局]

- ・形式上、毎年更新することとさせていたっている。

[地域住民代表]

- ・任期が来るとどうなるのか。新しい委員はそれまでの協議内容が分からない。

[事務局]

- ・基本的には地域住民の代表の方に参加いただく形になる。

[学識者委員]

- ・その際には引き継ぎが必要。要項の日付はいつ変更するのか。

[事務局]

- ・毎年の第 1 回目の協議会で変更する。

[地域住民代表]

- ・委員として参加しているが、そこまで強い権限を持ち合わせているわけでもない。あまり形式的にならなくてもよいのではないか。原則 2 年とするなど。

[学識者委員]

- ・要項では、「委員の任期は、本規約を施行する日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。」とあるが規約の施行日は「平成 23 年 3 月 2 日から施行する」となっている。整理してほしい。

[地域住民代表]

- ・規約には「連合振興町会長」などの役職の指定はないので、地域の中で会長となった者が委員となるか、現在の委員がそのまま引き継ぐのか決めればよい。任期も「年度の初めから年度の終わりまで」といった表記であれば変更の必要はない。

2. 審議事項（2）について

- ・事務局より、審議事項の資料 2 について説明後、質疑応答

[学識者委員]

- ・5 ページに「植生管理」という言葉があるが「生態系管理」という言葉の方がよい。河川敷は植生もあるが水辺も湿地もある。
- ・「親水」についての話題になるが、河川財団が水難事故にまとめたものがある。年間 1,500 件くらいの件数があって、そのうち死者はここ数十年くらい横ばいで 800 と数十名、この中で中学生以下の件数は 31 人となっている。子供の水難事故が大きく取り上げられることが多いが、大人についても対策が必要。川を知らないまま大人になっている。

[地域住民代表]

- ・11ページの「高水敷の切り下げ」プロジェクトは進行しているのか。

[事務局]

- ・2月末にまた委員会を開催予定。平行して、地域の方とどのように切り下げるのか、切り下げた後の活用・維持管理について検討させていただいている。方針をまとめて水面までなだらかに擦り付ける工事を実施する。
- ・ワンドは河川事業として進める予定。

[学識者委員]

- ・7ページの図にあるように、以前は河川の縦断及び横断方向に区分がぶつ切りになった形で野草地区などがあったが、それを合体する形で陸域を水に近づけることが非常に大事だと分かってきた。淀川環境委員会でも石をつなげて水域にする取組を検討している。またワンド倍増計画で淀川に浅い湿地を増やしていこうという取組を継続している。楠葉の下流にワンドも計画されており、芥川の左岸側に3つめのワンドができた。そういう部分にかなり投資が進んでいる。

[地域住民代表]

- ・高水敷で遮断するのではなく、階段状にして小さい子供も水辺に近づけるようにしてもらいたい。水を大量にスムーズに流すことも大事だが、親水性もできたらよい。堤防の具体的な断面などわかっていたら見せてもらいたい。親水性の切り下げ護岸はどのようになっているのか。

[学識者委員]

- ・楠葉の護岸は参考になる。

[事務局]

- ・階段状ではなく緑地のスロープ状にする予定。中流域協議会で議論をしており、その結果はまた下流域協議会の場でもご紹介する。

[地域住民代表]

- ・広い地域でテーマ別を実施しているが、優先順位の高いもの、具体的な予算がついている事業はどれか。

[事務局]

- ・どの事業を優先順位高く実施していくかは、国営公園整備プログラムを作成して公表している。淀川については中流域の「点野水辺プロジェクト」、下流域の「守口地区のプロジェクト」、上流域の「さくらであい館周辺の利用改善」が位置づけられている。

[学識者委員]

- ・人が入りやすい公園と自然資源に利するなどは難しい問題。観察会といった利用の仕方の音頭をとるリーダーが必要。

[利用者・利用団体代表]

- ・今の自然をどんな風に子供に伝えるか、子どもが少なう中で大きな課題。今の工事はどうしても人工的な川になって自然な川が川らしくなくなっていく。安全性を重視しているということではあるが、委員の意見で出たように階段状となって学習の場に届くことが大事。護岸をなだらかにするなど自然を身近なところで体感できる施設とすることで学習の場につながっていく。

[地域住民代表]

- ・その話は一番最初から言われていること。協議会の場が変わってきているように思う。

[学識者委員]

- ・ 桂川の中～上流や木津川だと普段水がない。下流域は年中一定の水位があるので、陸の方から人間が近づけるようにする必要がある。

3. 審議事項(3)について

- ・ 事務局より、審議事項の資料3について説明、途中のアンケート結果について質疑応答

[学識者委員]

- ・ 淀川が河川公園であるという前提を元にアンケートを実施しているか。淀川河川公園の基本理念もはっきりとしたものがあるわけではないが、河川法など様々な制約がある。そういったことを前提に調査しているとは思えない。物を作ってほしいという意見ばかりではアンケートの意味がない。

[事務局]

- ・ アンケートについてはこれまでどのように公園が利用されてきたかや、守口スポーツプラザを改修するにあたってどのような機能があればよいかを調査している。
- ・ 合同ヒアリング等でも淀川河川公園の基本計画の説明をしており、参加者には公園の趣旨を理解いただいていると考えている。

[学識者委員]

- ・ 企業は経営の観点から考える。お金と人とモノがたくさんあればよいというのは、方向が違う。

[事務局]

- ・ ご指摘の通りである。本アンケートはあくまで今までの利用実態を調査するものであり、結果をこのまま今後の公園のあり方に適用するものではない。
- ・ 今後の検討の中でアンケートをとるときには、川らしい利用のあり方を提案・選択する方式で意見を取り入れたいと考えている。

[学識者委員]

- ・ 中心となるシナリオを提案して利用形態を付加したり削除したケースをイメージさせた方が良い。
- ・ 守口地区についてポイントを絞って資料説明の続きをお願いしたい。

- ・ 事務局より、審議事項の資料3についてアンケート結果以降を説明、質疑応答

[学識者委員]

- ・ 守口地区のプロジェクトは河川事務所としてはどのようにお考えか。サービスセンターを中心にした経営とならないか。

[事務局]

- ・ 前回の1回目の地域協議会からの流れについて簡単にご説明させていただくと、検討内容が多いため

何回かのワーキングを開いて検討させていただいた。使い方の方向性として一定の方向性を出してから議論するため、14~16 ページまでの3つの方向性を検討させていただき、「自然体験型」と「健康型」を混ぜたような形が共感の意見が多かった。

- ・ワーキングの内容をまとめたものが17ページ。川らしい利用があるとよいということで親水のエリアを左側に設けている。川に近い公園のエリアに拠点となる施設があると川や公園の利用の一体化が図れるという意見から拠点施設を川側へ、もう片方の区画にバックヤードとして駐車場があるとよいという意見があった。
- ・また、公園と街とのつながりを強化するために、赤色で示す動線のつながり・改善が必要という意見であった。
- ・13 ページに、事業の考え方として最も基本となる機能としてサービスセンターの整備が必要。それ以上レベルが高いサービスには民間の活用も考えていくという方針としており、事業が成り立つかどうかでサービスの提供水準が決まってくる。
- ・ただ付加的なサービスを提供するために事業を大きくするという方向性ではない。
- ・18 ページからが事業の試算になるが、仮に3,000㎡くらいの建物を整備した場合を検討したところ、事業として何とか成り立つ可能性があることは分かったが、さらに民間事業者の方や公園利用者の方の意見を受けて、必要な機能とそれをどのように民間事業者と分担していくのかについて議論を深めている。
- ・ちなみに実現にあたっては、川岸の方は河川事業との、街側の方は守口市様との連携が必要で相互に連携して進めていくことができないか調整している。

[学識者委員]

- ・委員の皆様も河川敷がどのように使われるか、ということが大事と思う。
- ・これはサービスセンターだけを取り出してみれば、河川公園が付属する街中公園の一角とも見える整備。
- ・サービスセンターをどのような形のものにしてどのように運営していくのかという話は、この場の議題とは少し違うのではないか。サービスセンターが中心であって河川敷の話が見えてこない。自然資源をどのように保護していくのか、皆様のお考えはいかがか。

[地域住民代表]

- ・あればというレベルであれば反対ではないが、施設を中心とした供給側の視点で計画されており、ヒアリングもそちらに偏っている。どちらかというと需要側のヒアリングが弱い。
- ・例えば小学校ではなるべく児童を河川敷に近づけない方針だと思っている。四季を通じて児童を河川敷へ連れてきて勉強させるということがない。また、遠くから遠足に連れて行こうという計画も聞いたことが無い。
- ・どういう整備をしたら学童が利用できるかという視点が抜けている。
- ・淀川は見どころがたくさんあり魅力を発信していく必要がある。アンケートやヒアリングの対象を広げればもっと良い計画になる。単に施設をつくるという計画ではなく、より広域に大阪中から河川公園を利用しにくるという計画にしなければならない。
- ・立派な財産があるという認識がない。

[事務局]

- ・おっしゃる通りと思う。まだ事業が明確でないため、アンケート調査でも一般的な都市公園利用の視点に留まっている。より明確化した後に色んな方のご意見を伺いたい。
- ・地域の方に使っていただくということも非常に大事だと考えており、守口市様と連携しながらこの地域の財産になるようなあり方を考えていきたい。

[地域住民代表]

- ・先ほど子供たちが「行かない」というのは我々の地域も同じ。理由は危ないから。子供たちが川面・水辺で遊べるということを目指して活動しているが、ほとんどそういう話が出てこない。
- ・公園をつくるという話は良いが、最初は勾配を緩くしてそのために公園の範囲を少なくするという話が出ていたので期待していたのだが、段々と方向が公園をつくる方へ自然をあまり考えない方へ進んでいると思う。
- ・今回のこの事業はどこがやるのか。守口市がやるのか。

[事務局]

- ・主導は国営公園事業、費用は国営公園事業、関連して河川事業やまちづくりなど

[地域住民代表]

- ・守口市がつくるわけではないのに、守口市の中につくっていることにならないか。この土地は河川の土地なのか。

[事務局]

- ・河川の土地を使い公園を整備している。

[地域住民代表]

- ・守口市の土地でないという事なら良い、河川の土地は堤防の中だけとっていた。
- ・公園とっているが方向性は（自然を保護する方向に）進んでいない。

[事務局]

- ・前回と今回での違いは水辺の使い方を提示できたこと。様々な事業間調整をしている。いままでの河川公園は河川敷の中だけで完結していたのが、「川」があつての利用ということは打ち出していきたい。
- ・建物についても水際を使うためのバックヤードとしての機能としてできたらよい。
- ・公園整備の話が中心にはなるが水際との連携も重要。

[地域住民代表]

- ・基本的な話になるが、最初は、協議会は運営面での話を中心だったはずが、1回目・2回目とも公園整備の話になっている。協議会としてそれでよいのか。
- ・公園の委員会に呼ばれるのも理解できるが、公園ではなく淀川の自然をどうするかということで参加している。

[学識者委員]

- ・建物の話を中心となっており、公園のあり方と経営の方向の話題となっている。
- ・守口市としてはどうあったらよいと思うか。

[守口市]

- ・守口市の中でも自然がないという中で淀川の自然は重要視している。子供が入れない・遊べないというのは問題と認識している。

[学識者委員]

- ・このような施設ができれば便利なのは間違いないが、自然との棲み分けや自然とのふれあい、天然記念物があるという理解の上で利用を考えていただきたい。

[大阪府]

- ・川らしさが非常に大事な中、川らしさの「楽しみ方」がわからない大人や子どもが増えている。若い世代が、川と遊ぶ機会もなく危ないから近寄ってはいけないと隔離されてしまっている現状で、川に「ポテンシャルの高い」「楽しみがたくさんある」ということを学ぶ場そのものがない中、今回のサービスセンターは川と街の結節点・入口になる。そこでの機能として環境学習や川らしさの素敵さを知るきっかけになる施設になればよい。
- ・淀川河川公園そのものが非常に広域的な公園になるので、守口市内外から人が来ることを想定すると、滞在時間が5～10分しかない楽しみ方では中々来てもらえない。滞留させるための機能として休憩施設や観光・情報発信のための拠点を併せ持つと川らしさが見えてくるのではないか。
- ・協議会でも議論されている「川らしさ」という視点で見れば、様々なパーツは整っているのだから、それらをどう組み立てていくかを協議会の中で話を進めていけばよいと思う。

[学識者委員]

- ・川の観察会をするときに最低限必要なのは、トイレと説明のための集会室。
- ・食堂をつくったりということではなく、最低限の需要を満たしてもらえればそれ以上のものはいらない。

[大阪市]

- ・淀川河川公園は非常に大きな公園の中、街側との接点は重要で珍しい。本日の議論は、こういう場所を河川公園と連携しながら民間活力を導入していくということで事業性等も考えていく必要があるという議論と認識している。
- ・一定の機能を入れることができるというところまで検討が進んでいる中で、地元自治体としても守口市と連続する形で太子橋地区と連携している。太子橋地区の利用形態や機能の連携、サービスセンターとの位置づけ、より広い範囲での整備という議論を引き続きしていきたいと理解している。

4. 審議事項(4)～(6)について

- ・事務局より、審議事項の資料4～資料5について説明後、質疑応答

[地域住民代表]

- ・淀川左岸線についてこのやり方での整備範囲はどこからどこまでか。中津の周辺が出口になるのか。

[大阪市建設局]

- ・淀川左岸線(2期)の事業を阪神高速と一緒に進めている。ご質問のあった左岸線2期事業の場所は新御堂筋と阪神高速神戸線(ちょうど阪神電車の淀川駅がある場所)を結ぶ全長約4kmの道路。
- ・左岸線2期の事業としては新御堂筋で止まるが、そこから先はまた別の事業となる。
- ・これは浪速国道事務所や阪神高速、NEXCO西日本の合併施工となる事業。こちらが新御堂から鶴見を越えて、門真JCTまで結ぶ約10km。合計約14kmの高速道路ができる予定。

- ・淀川左岸の堤防内部に入るのは左岸線 2 期の新御堂筋までの場所。完成予定時期は平成 38 年度末を予定している。
- ・計画断面図に示している堤防は、国道 2 号から新御堂筋まで。堤防が緩やかになることが確定しているのは新御堂筋から西側となる。新御堂筋から上流側は計画はあるが未確定。

[地域住民代表]

- ・スーパー堤防も兼ねているのか。

[大阪市建設局]

- ・将来の護岸はスーパー堤防になれば緩傾斜になる。

- ・事務局より、審議事項の資料 6 について説明後、質疑応答

[地域住民代表]

- ・この桜の木はいつごろ植えたものか。

[学識者委員]

- ・ここは元々松の木があった場所。

[地域住民代表]

- ・関西大学の防災塾に参加しているが、土手に桜を植えるのは歩いて堤防を踏み固める効果があったそう。
- ・倒木により根っこ部分が掘れてしまっているが、より水位があがってきたら崩壊していたのではないかと。

[学識者委員]

- ・ここは背割堤地区なので、その心配は少ないのでは。
- ・松並木があったが、昭和 50 年ごろに全て枯れてしまったため、桜の木が植えられたのは昭和 52～53 年ごろ。
- ・土壌が良いのか、桜の木の成長が早い。おっしゃっていた堤防は松の木と思う。

以上

[お問い合わせ先]

近畿地方整備局 公園管理者 河川公園課
〒573-1191 大阪府枚方市新町 2 丁目 2 番 10 号
TEL:072-843-2861(代) FAX:072-843-0910

当日配布した資料などは、下記 Web サイトにて、公表しています。詳細は、Web サイトを参照願います。



http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/park_kyoudi/index.html

2018 年 3 月発行

平成 29 年度

第 2 回 淀川河川公園 下流域地域協議会 会議録

下流域版(大阪府守口市域及び大阪市域) 平成 30 年 2 月 6 日